

京都市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則

(庶務)

第1条 京都市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）の庶務は、行財政局において行う。

(補則)

第2条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、京都市新型インフルエンザ等対策本部長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月13日から施行する。